

議案第 9 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

退職手当の支給を受ける職員を明確にするため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

職員の退職手当に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(退職手当の支給対象となる職員)

第1条の2 この条例において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)別表第1の給料表の適用を受ける者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例第5条第9項に規定する再任用職員

(2) 一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例

(平成24年羽曳野市条例第16号)第2条第1項に規定する非常勤職員

第2条を次のように改める。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

第4条第1項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第7条の2及び第7条の3を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 省略 <u>(退職手当の支給対象となる職員)</u></p> <p>第1条の2 この条例において「職員」とは、<u>一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)別表第1の給料表の適用を受ける者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</u></p> <p>(1) <u>一般職の職員の給与に関する条例第5条第9項に規定する再任用職員</u></p> <p>(2) <u>一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成24年羽曳野市条例第16号)第2条第1項に規定する非常勤職員</u></p> <p><u>(退職手当の支給)</u></p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、<u>職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</u></p> <p>第2条の2～第3条 省略 (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>第1条 省略</p> <p><u>(退職手当の支給)</u></p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、<u>前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</u></p> <p>2 <u>職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</u></p> <p>第2条の2～第3条 省略 (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、1年につき当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) 省略

2 省略

第5条～第7条 省略

以下省略

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、1年につき当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) 省略

2 省略

第5条～第7条 省略

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した日が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続き勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した日が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続き職員となり、通算して12月を超える期間勤務した者 その職員となる前の引き続き勤務した期間

第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

以下省略